議員定数検討のスケジュール（案）

資料⑮

★ いつまでに何を決定するか（決定の期限）

① 令和８年 11 月の委員会	本スケジュールの決定 定数の見直しに向けた論点を整理
② 令和９年２月の委員会	議員定数について協議 市民意見の聴取の方法について協議
③ 令和９年５月の委員会	議員定数について協議 市民意見の聴取の方法について協議
④ 令和９年８月の委員会	市民意見の聴取に付す定数案を決定 市民意見の聴取の方法について決定（市民意見の聴取の周知期間９月～１０月）
令和９年 11 月～12 月	市民意見の聴取を実施
⑤ 令和 10 年２月の委員会	聴取した市民意見を踏まえた最終協議
⑥ 令和 10 年５月の委員会	条例改正案（最終案）を決定
⑦ 令和 10 年６月定例会	条例改正案の提出・可決（改選までの周知期間：約１年１か月）

時期	特別委員会（作業部会Ｂ）	広報広聴委員会	本会議	ほかの工程
令和８年 10 月	【作業部会Ｂ】前回の議論の推移・中核市の状況を確認し、スケジュール（案）と定数見直しに向けた論点を整理			
令和８年 11 月	【委員会】作業部会Ｂの協議結果を報告 **①本スケジュールを決定** **定数の見直しに向けた論点を整理**			
令和８年 12 月 ～令和９年２月	**②２月の委員会：議員定数について協議、市民意見の聴取の方法について協議**			
令和９年３月 ～５月	**★③５月の委員会：議員定数について協議、市民意見の聴取の方法について協議**			
令和９年６月 ～８月	**★④８月の委員会：市民意見の聴取に付す定数案、市民意見の聴取の方法について決定**			
令和９年９月 ～10 月	▲ 市民意見の聴取の周知期間 ▼	議会だより（11 月１日号）への市民意見の聴取の案内の掲載を決定		ホームページ等で市民意見の聴取を周知
令和９年 11 月 ～12 月	**★市民意見の聴取を実施**			議会だより（11 月１日号）を発行
令和 10 年１月 ～２月	・市民意見の聴取の結果を報告 **★⑤２月の委員会：聴取した市民意見を踏まえた最終協議**			
令和 10 年３月 ～５月	・条例改正案、意見に対する議会の考え方を協議 **★⑥５月の委員会：条例改正案（最終案）を決定**			条例改正案の決定後、市民意見の聴取の結果（意見と議会の考え方）を公表
令和 10 年６月 ６月定例会		議会だより（８月１日号）への掲載を決定	**★⑦条例改正案を提出・可決**	幹事長会・議会運営委員会で取扱いを協議
令和 10 年７月 ～令和 11 年６月			▲ 周知期間 約１年１か月 ▼	・議会だより（８月１日号）で改正内容を周知 ・選挙管理委員会の選挙準備（予算計上等） ・立候補予定者説明会
令和 11 年７月 （改選）				一般選挙（改正後の定数で実施）

※１　定数を現行どおり（39 人）とする場合は、条例改正は不要。各会議の開催時期は目安であり、協議の状況に応じて見直す。

※２　議会基本条例第 31 条第２項「議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。」市民意見の聴取は、９月～10 月に周知し、令和９年 11 月～12 月に実施することを想定。

※４　前回（平成 20 年 12 月改正、平成 21 年７月選挙）の周知期間は約７か月。